

担い手不在地域における地域計画策定支援事業業務企画提案競技審査要領

1 書面審査

企画提案への参加表明者が多数（概ね5者以上）となった場合、事前審査として、提出された企画提案書等について、静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課（以下「県」という。）において書面審査（事前審査）を行う。

(1) 審査方法

審査は県が採点し、合計点で評価するものとする。

審査の結果、企画提案説明に供することが適当と認められるものを選定するものとする。

(2) 結果通知

書面審査実施後、結果を速やかに参加表明者へメールにて通知する。

書面審査通過者には、併せて企画提案説明の日時、場所を通知する。

2 本審査

(1) 企画提案説明

書面審査で選定された企画提案書等については、担い手不在地域における地域計画策定支援事業業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という）において、企画提案者による企画提案説明を行う。

(2) 選定委員会

選定委員会は、県及び関係団体の5名程度で構成する。

(3) 審査方法

別紙「担い手不在地域における地域計画策定支援事業業務委託業者選定方法」のとおり。

(4) 結果通知

審査結果は速やかに企画提案者へメール及び文書で通知する。

担い手不在地域における地域計画策定支援事業業務委託業者選定方法

1 企画提案説明

- (1) 日 時：令和6年6月24日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 場 所：静岡県産業経済会館3階 第3会議室（葵区追手町44-1）
- (3) 実施方法：はじめに企画提案者が15分の持ち時間でプレゼンテーションを行い、その後15分間、選定委員との質疑応答を実施する。なお、プレゼンテーションは提出した企画提案書のみで行い、追加資料の使用は認めない。また、パソコン等の機材の使用は認めない（オンライン実施の場合は除く）。ただし、企画提案書に記載するウェブサイトや動画の紹介については、パソコン等を使用した説明を認める。

2 審査・決定方法

- (1) 企画提案者から提出された案について、各選定委員は評価点数を決定し、その合計を集計して順位付けを行う。
- (2) 選定委員会は、審査結果集計表を基に協議する。

3 審査項目及び配点

(1) 審査項目

ア. 研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会での説明内容は、合理的かつ業務目的に合致するか ・実施体制は適切かつ専門知識を有する者を配置しているか ・事例の選定は、合理的かつ業務目的に合致するか ・事例は本県市町・農業委員会の参考になるか
イ. 個別相談による助言・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・個別相談での助言・指導内容は、合理的かつ業務目的に合致するか ・実施体制は適切かつ専門知識を有する者を配置しているか ・事業遂行能力（過去実績等）は有しているか
ウ. 業務の実行力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を確実に実施できる体制を有しているか ・業務スケジュールが適切に作成されているか
エ. 経費積算	<ul style="list-style-type: none"> ・経費が適切に積算されているか
オ. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自由提案は県が求める内容に沿うものであるか

(2) 審査配点

審査項目ごとに10点又は5点満点で採点し、これを合計する。各項目の配点は評価表のとおり。なお、パートナーシップ構築宣言企業として登録している企画提案者は5点加点するものとする。

配点10点の項目	配点5点の項目	評価
10点	5点	特に優れている
8点	4点	優れている

5点	3点	普通
3点	2点	劣っている
1点	1点	特に劣っている

4 その他

委員は委員長の許可を得て代理者を出席させ、審査を行わせることができる。